

## 明石市総合交通計画検討会設置要綱

### (設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関し必要な協議を行うため、同法第6条第1項に規定する協議会として、明石市総合交通計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会は、計画の作成に関する事項について検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

### (組織)

第3条 検討会は、会長及び副会長各1名並びに委員18名以内をもって組織する。  
2 会長及び副会長は学識経験を有する者から、委員は次に掲げる者のうちから、市長がそれぞれ選任する。

- (1) 明石市民
- (2) 地域公共交通等の利用者
- (3) 商工団体の会員
- (4) 道路管理者
- (5) 西日本旅客鉄道株式会社の職員
- (6) 山陽電気鉄道株式会社の職員
- (7) 神姫バス株式会社の職員
- (8) 山陽バス株式会社の職員
- (9) 明石地区タクシー協会の会員
- (10) 国土交通省の職員
- (11) 兵庫県明石警察署の職員
- (12) 兵庫県の職員
- (13) 明石市の職員
- (14) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 会長、副会長及び委員（以下「構成員」という。）の任期は、第2条に規定する事務が終了する日までとする。

### (会長の職務等)

第5条 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

3 会議は、構成員（前項に規定する代理人を含む。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、都市総務課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則（令和4年3月14日制定）

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条に規定する事務が終了した日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以降、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、都市局長が招集する。